

改定後	改定前
<p>第9条（会員資格の取消） （略）</p> <p><u>2. 両社は、会員が前項第5号または第6号の事由に該当した場合、両社と会員とのその他の契約についても通知・催告等をせずに解除することができるものとします。</u></p> <p>3. 会員が会員資格を取消された場合、両社が必要と認めるときは、会員は速やかに本カードを当行または当社に返還するものとします。また、会員資格を取消された場合、会員は両社に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとします。</p> <p>4. 当社は、会員資格の取消を行なった場合、本フレキシブルペイの無効通知並びに無効登録を行い、加盟店等を通じて本カードの返還を求めることができるものとします。会員は、加盟店等から本カードの返還を求められたときは、直ちに当該加盟店等を通じて当社に返還するものとします。</p> <p>5. 会員は、会員資格の取消後においても、本フレキシブルペイを利用したまたは第三者に本フレキシブルペイを利用された場合（本カード情報の使用を含む）には、当該使用によって生じた全ての債務について支払いの責を負うものとします。</p>	<p>第9条（会員資格の取消） （略）</p> <p>2. 会員が会員資格を取消された場合、両社が必要と認めるときは、会員は速やかに本カードを当行または当社に返還するものとします。また、会員資格を取消された場合、会員は両社に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとします。</p> <p>3. 当社は、会員資格の取消を行なった場合、本フレキシブルペイの無効通知並びに無効登録を行い、加盟店等を通じて本カードの返還を求めることができるものとします。会員は、加盟店等から本カードの返還を求められたときは、直ちに当該加盟店等を通じて当社に返還するものとします。</p> <p>4. 会員は、会員資格の取消後においても、本フレキシブルペイを利用したまたは第三者に本フレキシブルペイを利用された場合（本カード情報の使用を含む）には、当該使用によって生じた全ての債務について支払いの責を負うものとします。</p>
<p>第14条（カードの切替） （略）</p> <p><u>2. 既に本フレキシブルペイを保有している会員は、異なる種類の本フレキシブルペイへ切替申込を行うことが可能です。会員は切替申込みにあたり、現在保有している本フレキシブルペイの解約、及び本フレキシブルペイの新規発行の申込をしたこととなります。</u> <u>なお、当社は本フレキシブルペイの切替申込後、切替前の本フレキシブルペイのクレジットモードとして利用していたクレジットモード専用カード番号について、切替申込後も一定期間の利用を可能とし、後日解約できるものとします。</u></p>	<p>第14条（カードの切替） （略）</p> <p>2. 既に本フレキシブルペイを保有している会員が、異なる種類の本フレキシブルペイへの申込みを希望した場合、現在保有している本フレキシブルペイを一度解約し、その後新規で本フレキシブルペイの申込みをするものとします。</p>
<p>第17条（届出事項の変更等）</p> <p>1. 会員は、両社に届出た氏名、住所、電話番号、会員指定アドレス、職業、勤務先、<u>国籍、在留資格、在留期間、</u>その他の項目（以下総称して「届出事項」という。）に変更が生じた場合、遅滞なく、両社所定の</p>	<p>第17条（届出事項の変更等）</p> <p>1. 会員は、両社に届出た氏名、住所、電話番号、会員指定アドレス、職業、勤務先、その他の項目（以下総称して「届出事項」という。）に変更が生じた場合、遅滞なく、両社 所定の方法により変更事項を届出る</p>

<p>方法により変更事項を届出るものとします。届出された変更事項は本フレキシブルペイのデビットモードとクレジットモードに適用されます。届出された変更事項は、支払いモードによって適用される時期が異なり、どちらか片方にしか適用されない場合もあります。なお、その場合に生じた会員の不利益・損害等については、当行もしくは当社または両社の責に帰すべき事由がある場合を除き、両社は責任を負わないものとします。届出された変更事項はポイント払いモードには適用されませんので、別途Vポイントアプリで当社が案内する方法により変更事項の届出が必要です。</p> <p>(略)</p> <p>7. <u>当社は、日本国籍を保有せずに本邦に居住している会員に対し、国籍、在留資格、在留期間の届出を求めることがあります、当該会員は届出に応じるものとします。</u></p>	<p>ものとします。届出された変更事項は本フレキシブルペイのデビットモードとクレジットモードに適用されます。届出された変更事項は、支払いモードによって適用される時期が異なり、どちらか片方にしか適用されない場合もあります。なお、その場合に生じた会員の不利益・損害等については、当行もしくは当社または両社の責に帰すべき事由がある場合を除き、両社は責任を負わないものとします。届出された変更事項はポイント払いモードには適用されませんので、別途Vポイントアプリで当社が案内する方法により変更事項の届出が必要です。</p> <p>(略)</p> <p>なし</p>
<p>反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意</p> <p>私(会員の名義人)は、次の(1)に規定する暴力団員等もしくは(1)の各号のいずれかに該当する場合、(2)の各号のいずれかに該当する行為をした場合、または(1)に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。<u>あわせて、私は、上記行為または虚偽の申告が判明した場合、当然に両社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。</u>また、これにより損害が生じた場合でも両社に何らの請求は行わず、一切私の責任といたします。</p> <p>(略)</p>	<p>反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意</p> <p>私(会員の名義人)は、次の(1)に規定する暴力団員等もしくは(1)の各号のいずれかに該当する場合、(2)の各号のいずれかに該当する行為をした場合、または(1)に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。<u>あわせて、私は、上記行為または虚偽の申告が判明し会員資格が取り消された場合、当然に両社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。</u>また、これにより損害が生じた場合でも両社に何らの請求は行わず、一切私の責任といたします。</p> <p>(略)</p>